平成２３年（フ）第４０号
山口県下松市大字西豊井1208番地３
債務者　湯浅　敏一
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第４１号
山口県周南市大字徳山5818番地の31　市営三田川住宅１―13号、前住所山口県周南市千代田町６番７号　千代田ビル401号
債務者　長久　　定
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第４３号
山口県下松市南花岡１丁目17番15号　ハイツ末武Ⅰ―102号、住民票上の住所山口県下松市南花岡１丁目17番15号
債務者　河野　　透
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第３３７号
香川県高松市木太町5002番地13
債務者　波多江　愛
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後２時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第８４号
香川県高松市東ハゼ町15番地２鈴木マンション303号
債務者　茂山正福こと　李　　正揆
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１２０号
香川県高松市西山崎町456番地18
債務者　和泉真由美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１６号
北海道苫小牧市光洋町３丁目15番３号　ノースコート03―104号
債務者　石川　梨恵（旧姓中瀬）
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第５６号
北海道苫小牧市桜木町１丁目10番14号　レオパレス牧津102
債務者　松浦　友洋
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第６４０号
名古屋市北区池花町208番地の２
債務者　吉村　弥生
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７４２号
名古屋市千種区赤坂町５丁目41番地
債務者　澤　　光
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８１８８号
大阪府東大阪市鴻池町１丁目28番36号　505号
債務者　河野　耕二
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３号
大阪市東淀川区豊里２丁目１番７―519号
債務者　髙艸　　耕
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４２１号
大阪府枚方市翠香園町10―９―15、住民票上の住所大阪府寝屋川市木屋町12番３号
債務者　吉田　　毅
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４４２号
大阪市東成区神路３丁目16番12号　東宝ビルＢ―ロ303号
債務者　山田　光男
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４７４号
大阪市淀川区塚本２丁目18番６号　ツインヴィラ塚本A301号
債務者　池田　公治
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４９２号
大阪市福島区福島３丁目14番４号
債務者　神谷　宗宏
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５００号
大阪市都島区都島本通３丁目12番29号
債務者　森岡　佳世
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部